

令和2年5月7日

保護者 各位

行橋市長 田中 純  
(子ども支援課子ども未来係)

### 緊急事態宣言の期間延長に係る保育所等の対応について

保育所等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月23日(木)から5月10日(日)まで臨時休園としているところです。

さて、令和2年5月4日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。これを受けて、市内の全保育所等の臨時休園の期間を5月31日(日)まで延長することといたしました。

保護者の皆様には、多大なご負担をおかけしていますが、これまでのご協力により市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止できておりますので、引き続き保育所等の臨時休園の期間延長について、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。なお、臨時休園の期間等に変更があった場合、本市ホームページ等などによりお知らせします。

### 記

#### 1. 臨時休園する期間

令和2年4月23日(木)～5月31日(日)

※ただし、緊急事態宣言の解除等、状況次第では変更となる可能性があります。

#### 2. 保育対象となる家庭 (いずれも他の親族等に預けられない場合)

- (1) 両親とも医療従事者又は社会の機能を維持するため就業の継続が必要な者
- (2) ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合
- (3) 個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な場合

#### 3. 保育所等の利用

2に掲げる保育対象となるご家庭で、保育等をご希望の方は、引き続き「登園申請書」を保育所等にご提出ください。

#### 4. 保育料について

臨時休園の期間中に登園しなかった場合、引き続き保育料を日割りで減免します。

### ◎お問い合わせ先

行橋市 子ども支援課子ども未来係 TEL 0930-25-1111 (内線 1185・1186)